鹿屋市ソフトテニス連盟新型コロナウイルス感染症感染防止ガイドライン

鹿屋市ソフトテニス連盟

※このガイドラインは、（公財）日本スポーツ協会並びに（公財）日本ソフトテニス連盟、鹿児島県ソフトテニス連盟のガイドラインを参照して作成してあります。

１　大会開催前

募集時に参加者遵守事項を明記する（大会当日の書面確認）。

※遵守事項

①　以下の事項についての報告
- 体調（発熱・咳・咽頭痛・嗅覚や味覚の異常等）
- 開催日２週間前までにおける発熱などの感染症状の有無
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方の有無
- 過去２週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国や地域への渡航、又は当該在住者との濃厚接触の有無

②　マスクの持参・着用、個人専用タオル・水分の持参

③　こまめな手洗い・アルコール消毒の実施

④　参加者・観覧客・主催者との距離（マスク着用時１ｍ）の確保

⑤　大きな声での会話・応援の禁止

⑥　大会前後のミーティング等では密を避けること。

⑦　感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。

⑧　体調チェックシートの提出

⑨　大会終了後２週間以内に、新型コロナウイルス感染症を発症した場合には、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告することと、関係機関に公表する場合があることを了承したうえで大会に参加すること。

２　大会開催時

会場に入場する際は、参加者・運営スタッフ・引率者・応援者その他全ての関係者は、必ず会場入り口からマスクを着用してから入場させる。

①　受付場所並びに受付時に感染防止対策を講じる。

ア　各所に手指消毒剤を設置する。

イ　体温測定（平熱以上の発熱がないかをチェック）及び体調確認を行う。

ウ　マスク着用の有無による入場制限を行う。
エ　受付は密を避けるために、一般の個人戦はペア２人、団体戦はクラブの代表者のみ、小中高校は代表者のみとするとともに、受付に並ぶ人の間隔を１m空ける。

②　参加者（大会役員、応援者を含む）に体調チェックシートの提出を義務付ける。
ア　体調チェックシートは、個人情報守秘に気を付けながら１か月保存する。
イ　体調等に不安がある場合は、参加の見合わせを求める。

③　大会会場の感染防止対策を徹底する。
ア　手洗場・トイレ洗面所へポンプ型石鹸を配置する。
イ　本部スタッフ席配置の距離（マスク着用時１m）を確保する。
ウ　ゴミ（特にマスク・ティッシュ・空きペットボトル等）は各自持ち帰りとする。
エ　ゴミを片づける際のマスク及び手袋の着用、その後の手洗い・手指消毒を求める。

④　当日の参加者・応援者等の感染防止対策を徹底する。
ア　応援者も体調チェックシートを提出し、参加者との接触をなるべく避け、指定された場所での応援を遵守させる。
イ　参加者・応援者同士の間隔（マスク着用時１m）を確保するよう求める。
ウ　参加者・応援者の大声での声援・会話を行わないよう求める。
エ　競技中以外はマスク着用を義務付け、タオル、水分も各個人専用とする。
オ　参加者・応援者は、１時間に１回を目安に手洗い・アルコールでの手指消毒を行うよう求める。
カ　昼食等の飲食は、なるべく密にならない状態を保ち、各個人で摂るよう求める。

⑤　開会式・閉会式の省略
ア　感染防止対策を優先し、試合に支障のない開会式・閉会式を省略する場合がある。
イ　表彰は種別ごとに実施する。

⑥　試合中の感染防止対策を徹底する。
ア　試合中に審判台下に備え付けてある消毒剤で、選手・審判は手指消毒を行い、試合後も消毒を終えてからコートを退出する。
イ　試合前の声を出してのウォームアップや円陣等を禁止する。
ウ　試合開始前の挨拶の際、選手・審判間の距離（２m）を確保する。
エ　試合中の選手間のハイタッチや握手等を禁止する。
オ　試合中のコーチングは、選手と指導者は適度な距離（２m）を確保して行う。
カ　試合中の全員そろっての掛け声や歌などを禁止する。

キ　団体戦は、対戦相手と監督のみがコートに入り、その他の選手はコートの外で他の人との間隔を保ちながら待機する。

ク　試合終了後の握手を禁止し、選手・審判間の距離（２ｍ）を確保する。

⑦　各事項の遵守を徹底する。

ア　各事項がきちんと遵守されているか、会場内を定期的に巡回・確認する。

イ　協力が得られない参加者・応援者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、大会への参加を取り消したり、途中退場・施設退去を求めたりすることがある。

３　大会終了後

①　大会終了後の参加者の健康状態を把握する。

ア　大会終了後２週間以内に、新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告する。

イ　鹿屋市ソフトテニス連盟では、関係機関（開催地管内保健所・開催地市町村担当課等）へ連絡する。

【参考】

相談窓口

・帰国者・接触者相談センター（鹿屋保健所）

　　０９９４－５２－２１０６

・鹿屋市健康増進課（鹿屋市保健相談センター）

　　０９９４－４１－２１１０

令和２年７月 22 日作成